日弁連委員会ニュース

4月号 CONTENTS

死刑廃止を考える……1・2面
弁護士業務妨害対策ニュース……3・4面
弁護士業務改革委員会ニュース……5・6面
刑事拘禁制度改革実現本部ニュース……7面
情報問題ニュース……8面
刑事法制委員会ニュース……9面
貧困問題対策本部ニュース……10面

死刑廃止を考える
死刑廃止検討委員会ニュース
2016 第32号
編集責任
日本弁護士連合会　死刑廃止検討委員会

「死刑廃止を考える日」死刑廃止についての議論を深めるために

事務局長　小川原　優之

日弁連は、2015年11月16日、弁護士会館2階講堂「クレオ」において、第8回目となる「死刑廃止を考える日」を開催しました。

講演「アメリカ合衆国の死刑制度」

まず、笹倉香奈甲南大学法学部准教授から、アメリカ合衆国では2014年には死刑判決は72（最多は1996年の315）、執行数も35（最多は1998年の98）へと減少したこと、また死刑廃止州は50州のうち19州となり、死刑存置州のうち4州では知事が死刑執行停止を宣言しているため約半数の23州で死刑が廃止ないしは執行停止となっていることの報告がありました。また、その要因は、えん罪、コスト論、終身刑の代替刑化、薬物注射による執行の失敗等があり、これらは伝統的な人権問題や道義的問題点よりも、現実的・実証的な廃止理由であり、だからこそ死刑存置派にも一定の理解が得られ、これが死刑制度の衰退に結び付いていると指摘されました。

特別報告「名張毒ぶどう酒事件」について

「名張毒ぶどう酒事件」の弁護団の一人である小林修委員長代行兼副委員長（愛知県）から、再審請求人奥西勝氏が2015年10月4日、八王子医療刑務所で肺炎のため亡くなられたこと、享年89歳であったが、死刑判決から46年、死刑確定から43年たっていたことについて説明されました。そして、奥西氏はなぜ獄中で亡くならなければならなかったのか、問題点として、①同事件では「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を多くの裁判官が守らなかった、②日本の刑事司法制度（自白強要、代用監獄、証拠隠し、検察官上訴等）の弊害、③死刑制度が挙げられ「死刑制度がなければ奥西氏はこんなに苦しむことなく、早期の解決ができたのではないか」との報告がなされました。

パネルディスカッション「法務大臣経験者と考える日本の死刑制度」

杉浦正健顧問（第一東京）・元法務大臣（自民党小泉内閣当時の法務大臣。死刑の執行を行わなかった。）から、大臣になって死刑の執行をせざるを得ない立場になった時に初めて真剣に考え、真剣に向き合ったら執行命令を出せなかった、日弁連死刑廃止検討委員会の顧問となり、韓国、アメリカ合衆国のテキサス州、カリフォルニア州、イリノイ州の調査を行ったが、死刑廃止については「確信犯」になった、死刑の代わりに、死刑に値するような重大な罪を犯した人について終身刑が考えられるが、どういう終身刑が良いのか、諸外国にはいろいろ制度があるため検討しなければならない、政府与党の中にも刑罰諸問題について検討する動きがあるとの発言がありました。

続いて、平岡秀夫顧問（第一東京）・元法務大臣（民主党野田内閣当時の法務大臣。死刑の執行を行わなかった。）からは、民主党は政策インデックスに「死刑存廃について国民的議論をする」と書き国民的議論を行うことを試みたが国民的議論には至らなかった、法務大臣として死刑を執行することを促されたが執行に踏み切れなかった、国民的議論を行うために法務省に「有識者懇談会」を開設しようと準備をはじめたところ、突然、総理から、内閣改造で退任することを求められた、死刑制度の廃止は一法務大臣が出来ることではなく、国のトップが決断して進めていかなければ実現できない問題だ、との発言がありました。

そして小川原（第二東京）から、2014年に実施された政府の世論調査の結果について、メディアでは「国民の約8割が死刑を容認」と報じられているが、その中には「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した人が4割も含まれている、仮釈放のない終身刑が導入されるならば、「死刑を廃止しない方がよい」51・5％、「死刑を廃止する方がよい」37・7％となる、死刑廃止について国民全体で議論しなければならないのであり、そのためにはマスコミがもっと死刑について取り上げる必要があり、死刑執行の現場に立ち会って、残虐か否か国民に問うてほしいとの発言をしました。

パネルディスカッションの様子

最後に

加毛修委員長（第一東京）より「死刑廃止の全社会的議論を呼びかけている中で、内外を問わず『どうして日弁連は死刑廃止の言ができないのか』、『日弁連が頭に立って死刑廃止をめざすことを宣言し、その実現を図るために行動するべきではないのか』等の指摘もされている。我々は、死刑のない社会が望ましいことを見えず、2011年の第54回人権擁護大会の宣言をさらに進め、来年度全体に関する改革の議論を考えるなかで、死刑廃止についての議論をさらに深化させ、日弁連が間をリードする形でその改革実現につながるような行動提起を考えていくべきではないかとの発言がありました。

第59回人権擁護大会シンポジウム第三分科会実行委員会の準備状況

事務局長代行　中村　有作

本年10月6日に福井県福井市で開催される人権擁護大会シンポジウム第三分科会がザ・グランユアーズ福井において開催されることとなり、テーマは「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える　～寛容と共生の社会をめざして～」に決定しました。

シンポジウムに向けて

1980年代の、死刑確定者が再審無罪となった4事件や、2014年の袴田事件再審開始決定は、誤判・えん罪によりかけがえのない命が奪われかねない現実をつきつけました。また、裁判員裁判での死刑判決が上級審で覆った例が3件あったということは、量刑不当のまま誤って命が奪われる可能性もあることを示すものでした。しかし、死刑えん罪の危険性があるにもかかわらず、死刑制度は存置され、死刑は執行され続けているのです。

2011年10月に高松で開催された第54回人権擁護大会の決議において「死刑のない社会が望ましいことを見据えて、全社会的議論を開始することが必要である。」としました。

その後、日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会を死刑廃止検討委員会と改組し、各弁護士会から委員を募るなどして、各地で死刑制度を考えるイベント等を多数開催してまいりました。

このような状況の中で、この分科会においては、刑罰制度全体に関する改革の議論を考えるなかで、死刑廃止についての議論をさらに深化させ、日弁連が世間をリードする形でその改革実現につながるような行動提起を考えていきたいと思います。

プレシンポジウム開催のお願い

東京において死刑制度に関する世論調査をテーマにプレシンポジウムを開催（2016年4月11日（月）午後6時～午後8時・弁護士会館2階講堂「クレオ」・入場無料・事前申込不要）しますが、是非、全国の弁護士会でも、プレシンポジウムを開催していただきたいと考えております。例えば、「受刑者の現状を考える～更生を妨げる犯罪化と囚人化の問題～」、「憲法から死刑を考える」などをテーマに、実施していただければと思います。開催をお考えの際には、一緒に検討させていただきますので、御相談ください。

今後について

シンポジウム当日は、海外からゲストをお招きし、世界の刑事司法や死刑廃止の大きな潮流についてお話いただく予定です。また、死刑を廃止し先進的な刑事司法制度を導入したヨーロッパの国で調査を行い、御報告をさせていただきます。更に、死刑廃止について悩み考えている様々な立場の方から御発言をいただき、議論を深めていきたいと考えています。当日は、多くの会員に御参加いただきたくお願い申し上げます。

弁護士会の活動紹介 Part6
「死刑廃止を考える日」「誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会」

死刑廃止について多くの市民の方と一緒に考える機会を設けたり、会員間で誤判・えん罪及び死刑制度に関する問題点を共有するため、2016年3月、日弁連から弁護士会に対して、シンポジウムや勉強会の開催等を要請しました。必要に応じて講師を当委員会から派遣します。2015年度のシンポジウム「死刑廃止を考える日」や勉強会の開催状況は表のとおりです。今回は、仙台、京都、東京、札幌で行われた「死刑廃止を考える日」について御紹介します。

仙台弁護士会
映画「BOX袴田事件 命とは」上映会開催

委員　宇部　雄介

2016年1月16日、せんだいメディアテークにおいて、映画「BOX袴田事件　命とは」の上映会を開催しました。この映画上映会は、仙台弁護士会（人権委員会）が主催、日弁連・東北弁護士会連合会が共催し、純粋に映画を楽しんでもらうという思いとともに、死刑制度やえん罪という司法的問題について多くの人たちに関心を持ってもらうきっかけになればと考えて開催しているものです。当日は悪天候の中、午後に2回に分けて上映し、合計90名の参加者がありました。

同映画は、再審開始決定が出る前の平成21年5月に公開されました。映画の中では、連日に渡る過酷な取調べの中で虚偽の自白をしてしまう過程や無罪を信じながら合議体の多数決により有罪の判決文を書かざるを得なかった裁判官の苦悩、その後の裁判官の生き様が生々しく描かれていました。

参加者からのアンケートの回収率も非常に良く、その中の感想には、「大変重い内容だが貴重な体験であった。」「死刑についての是非は判断つかないが、えん罪が無くなるような制度、終身刑についても議論されるべきと思う。」といったものがありました。

仙台弁護士会での、このような映画上映会は今回で3回目で、今後、さらに回数を重ね、市民の間への死刑制度についての認識が広がることを目指して行きたいと思っています。

京都弁護士会
「死刑を考える日」の開催

副委員長　堀　和幸

2016年2月6日、京都商工会議所講堂において、7回目の「死刑を考える日」を開催しました。本年度は、合唱団を結成し、歌の力で奇跡を起こしていく女性受刑者たちの姿を描いた韓国映画「ハーモニー　心をつなぐ歌」を上映した後、いずれも元法務大臣で、現在は日弁連死刑廃止検討委員会の顧問をされている杉浦正健会員（第一東京）、平岡秀夫会員（第一東京）に、法務大臣時代の体験や死刑制度の問題点、死刑についての社会的議論の重要性等を熱く語っていただきました。

200名を超える市民が集まり、また、地元紙にも大きく報道される等、今年度も成功裏に終了しました。

東京弁護士会
「終身刑の導入について考えよう」の開催

副委員長　中村　治郎

2016年2月12日、弁護士会館2階講堂「クレオ」で東京弁護士会主催のシンポジウム「終身刑の導入について考えよう～死刑制度も含め、日本の刑罰の在り様に向き合おう～」が開催されました。冒頭、龍谷大学法務研究科教授である石塚伸一会員（第二東京）が、2014年末に実施された内閣府の世論調査について、死刑廃止は10％弱で、死刑存置は約80％だが、仮釈放のない終身刑が導入されるならば「死刑を廃止する方がよい」が37・7％であったことが報告されました。また、仮釈放のない絶対的終身刑と仮釈放のある相対的終身刑の区別と諸外国の例、容易に仮釈放が認められず我が国の無期懲役刑が終身刑化しているという現状について説明していただき、その上で長期受刑者の動的処遇（行刑の社会化という新たな処遇モデル）が必要なこと、死刑と無期懲役刑の間に中間刑として終身刑の導入を考えていることなどについて講演をいただきました。その後、石塚教授も加わってパネルディスカッションが行われました。パネリストの元法務省保護局長・現更生保護法人「更新会」理事長古畑恒雄会員（第一東京）が、法務省保護局長でいらっしゃった際の経験に基づいて、死刑を廃止すべきであって絶対的終身刑も反対であるとの意見を述べられました。また、同じくパネリストの青山学院大学法務研究科教授新倉修会員（東京）及び同堀敏明会員（東京）も、死刑は廃止すべきで死刑の代替刑としても絶対的終身刑の導入には反対であるとの意見を述べられました。当日は、69名の市民が集まり、会場からのパネリストに対する質問と意見も出され、成功裏に終了しました。

死刑廃止を考える日開催状況（開催日順）	
鳥取県弁護士会・中国弁護士会連合会	2015年7月4日（土）
宮崎県弁護士会・九州弁護士会連合会	2015年8月1日（土）
横浜弁護士会	2015年10月24日（土）
広島弁護士会・中国弁護士会連合会	2015年10月31日（土）
鹿児島県弁護士会・九州弁護士会連合会	2015年11月14日（土）
日本弁護士連合会	2015年11月16日（月）
熊本県弁護士会	2015年11月28日（土）
愛知県弁護士会	2015年12月5日（土）
仙台弁護士会	2016年1月16日（土）
京都弁護士会	2016年2月6日（土）
東京弁護士会	2016年2月12日（金）
札幌弁護士会	2016年3月4日（金）
大阪弁護士会	2016年3月26日（土）

誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会開催状況（開催日順）	
富山県弁護士会	2015年4月10日（金）
鳥取県弁護士会	2015年5月16日（土）
香川県弁護士会	2015年10月9日（金）
旭川弁護士会	2015年10月16日（金）
岡山弁護士会	2016年2月19日（金）
金沢弁護士会	2016年3月25日（金）
徳島弁護士会	2016年3月25日（金）

札幌弁護士会
「『望むのは死刑ですか～考え悩む〝世論〟』の上映及び死刑廃止について市民と共に考える会」の開催

委員　清水　彰

2016年3月4日、札幌弁護士会館において、「『望むのは死刑ですか～考え悩む〝世論〟』の上映及び死刑廃止について市民と共に考える会」を開催しました。

映画を上映した後は、清水がコーディネーター、長塚洋監督と札幌弁護士会死刑廃止検討委員会副委員長本多良平会員と同長坂貴之会員がパネリストとなり、被害者（遺族）感情、えん罪、国民世論を中心として、死刑制度について議論を交わしました。具体的には、審議型世論調査をテーマとして製作された映画から論点を摘出し、札幌弁護士会死刑廃止検討委員会の委員が、当日配布した同委員会作成の市民向け簡易版小冊子をもとに、死刑存置論、廃止論双方の観点から、それぞれの論点を解説し、その後、意見交換するという方法で進めました。長塚洋監督からは、被害者感情は時間の経過と共に変化するものであり、必ずしも報復感情のみに尽きるものではないとの指摘がなされ、被害者感情が死刑で癒やされるのか疑問があるなど、修復的司法の観点も踏まえた問題提起がなされました。また、弁護士パネリストからは、「えん罪と死刑」の論点との関係で、死刑が他の刑罰と質的に異なるのであれば、少なくとも死刑求刑事件は、特別な手続で慎重に審理すべきとの理解に至るのではないかとして、死刑存置論、廃止論の対立を超えた、共通理解の可能性を模索する指摘がなされました。

集会には、70名を超える市民が参加し、会場からも多くの質問が寄せられ、積極的に意見交換がなされました。集会の最後に実施したアンケート調査にも多くの参加者が協力し、市民の死刑制度に関する関心の高さを示す充実した集会となりました。

岩城法務大臣による死刑執行

2016年3月25日、大阪拘置所及び福岡拘置所において、各1名に対して死刑が執行されました。岩城法務大臣による、2015年12月18日の2名に続く2回目の死刑執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、死刑制度の廃止についての全社会的議論を求める会長声明」を発表し、岩城法務大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。